

制 度 名	健全育成等条例事務処理特例交付金	主管課名	青少年家庭課 青少年 G												
		問合せ先	029-301-2183												
目的・趣旨	「茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」第2条の表1の項第1号から10号に掲げる事務の経費に対し、「茨城県事務処理特例交付金交付要項」第3条により交付金を交付する。														
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] 「茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」第2条の表1の項第1号から10号に掲げる事務  (1) 条例第17条第3項の規定による命令（有害図書陳列場所変更の命令）  (2) 条例第20条第1項の規定による自動販売機等の設置の届出の受理  (3) 条例第20条第2項の規定による自動販売機等の変更の届出の受理  (4) 条例第20条第3項の規定による自動販売機等の廃止の届出の受理  (5) 条例第29条の規定による措置命令（有害広告物の除去・内容変更命令）  (6) 条例第41条第1項の規定による茨城県青少年健全育成審議会の意見聴取（(5)の措置命令に係るものに限る。(7)及び(8)に同じ。）  (7) 条例第41条第2項の規定による茨城県青少年健全育成審議会への報告  (8) 条例第42条の規定による申出の受理  (9) 条例第43条の規定による茨城県青少年健全育成審議会の意見聴取（(1)の命令及び(5)の措置命令に係るものに限る。）  (10) 条例第44条第1項の規定による立入調査等</p> <p>[対象経費及び交付金算定基準]  ○ 自動販売機等の届出の受理に要する経費（上記権限移譲している事務のうち、(2), (3), (4)）  （均等割 9,000 円＋件数割&lt;7,504 円×届出受理件数&gt;）（予定・変更の可能性有り）  ○ 立入調査に要する経費（上記権限移譲している事務のうち、(10)）  （均等割 17,000 円＋件数割&lt;1,876 円×立入調査件数&gt;）（予定・変更の可能性有り）</p> <p>[経費負担割合]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・水戸市ほか 43 市町村 ※交付金算定基準等に従い、交付する。</td> <td>—</td> <td>10/10</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>[30年度当初予算額] 1,503 千円</p> <p>[30年度補助対象団体] 水戸市ほか 43 市町村</p> <p>[備考] 県内全市町村に移譲済み。</p>						区 分	国	県	市町村	その他	・水戸市ほか 43 市町村 ※交付金算定基準等に従い、交付する。	—	10/10	—	—
区 分	国	県	市町村	その他											
・水戸市ほか 43 市町村 ※交付金算定基準等に従い、交付する。	—	10/10	—	—											